

市民会議の進め方

- ・開催時間
- ・欠席者の意見の取り扱い
- ・総意の決め方

第 1 回で意見が出された「開催時間」、「欠席者の意見の取り扱い」、「時間的に総意が得られなかった場合の決め方」をどうするかについて、グループで議論しました。各グループの意見を、以下に示します。

開催時間 原則平日で開催し、必要に応じて土日に開催する意見が多くを占めています。

班	平日 (夜)	土日 (午前)	土日 (午後)	土日 (夜)	コメント
1	○	○	○		いろいろあってもよい
2	○	-	-	-	原則平日でよいが議題により（女性、学生、青年のために）土日もあるとよい
3	◎	○	-	-	
4	○	○	○	○	どちらも（土日しか参加できない人もいるから）
5	○	-	-	-	曜日を固定しない、昼はムリである
6	◎	-	○	-	平日を基本として開催する 必要に応じて土日午後で開催する
7	◎	-	-	○	何回かに 1 回、土曜の夜に開く
8	○	-	-	-	今の時間で開催する 自治会などの行事、仕事があるので土日は無理
9	○	-	-	-	平日開催への賛成が多数 できれば 18 時から開始し、終わりは早めに

欠席者の意見の取り扱い 会議の事前（おおそ 10 日前）に配布される資料を見て、FAX・メール・封書等、書面で事務局へ意見を提出する意見が多いようです。ただし、意見の取り扱い方も議論する必要があるようです。

班	コメント
1	資料を事前に送ってもらい、意見を表明できる機会を。結果は後日、送付 ※“事前に”は、10 日前後ぐらい前もって
2	FAX 等何らかの方法で受け取り、会議に反映する
3	前回に事前告知し、欠席者は事務局へ提出する
4	事務局は議題を事前に提示し、書面で提出する 議題の（項目）の内容によって、事後にならざるえないこともある
5	意見は求めず希望者は意見を出してもよい（事前に）→どう取り扱うかが問題である
6	次の議題を明確にしておくことで事前表明できる
7	テーマが前もって分かっていたら事前 土曜に意見を聴く
8	会議録より、FAX・メール・封書などで意見を出してもらう
9	意見をメモにして（事前、事後問わずに）事務局へ提出する

総意の決め方 原則 1 回まで「持ち越し」可能とし、次回決まらないなら「多数決」を取るという意見が示されました。また、結論は得ずに、幹事会、審議会に判断をゆだねる考えもあるようです。

班	持ち越し	多数決	コメント
1	○	-	
2	-	-	原則は多数決とするが議題によって継続で議論すべきである
3	-	-	1～次回決定 持ち越し→次回多数決 決議できない 順序を後にするのも一考
4	-	-	少なくとも持ち越しはダメ 内容によっても、どちらでもあり
5	○	-	総意は決めず、審議会に判断
6	-	-	内容次第であり、幹事会にゆだねることもあり得る
7	○	○	持ち越し有り、多数決をとる時は 3 分の 2 以上の賛成が必要
8	-	-	意見を再度、考えなおして 再度・協議
9	○	○	原則 1 回持ち越しとし、それでもダメなら多数決

太宰府市自治基本条例(仮称) まちづくり市民会議 ニュース 2号

まちづくり市民会議の参加者の範囲と進め方を議論しました

太宰府市における住民と行政の在り方を定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第 2 回まちづくり市民会議を、平成 24 年 2 月 2 日(木)に中央公民館で開催しました。

今回は、参加者の意見により当初予定していた議題を変えて、「市民の定義をいつ話し合うか」「市民会議の出席者の構成と数をどうするか」そして「行政(部・課長、職員(推進委員会))、審議会委員、議員の参加をどうするか」について、グループで議論を行い、全体で確認していきました。そして、市民会議の進め方として、「開催時間と欠席者の意見の取り扱い、総意の決め方」についてグループ討論を行いました。

当日は最強寒波にみまわれる厳しい寒さの中、参加、傍聴合わせて 65 名が集まり、熱気あふれる議論が行われました。今回の会議で、話し合いの基礎ができたようです。



★お問い合わせ先★

太宰府市総務部 協働のまち推進課
TEL 092-921-2121
FAX 092-921-1601
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

当日の進行

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
◆ 前提条件について
- 19:45 ◆ 議題の整理
①グループ討論
②発表
③整理
- 20:40 ◆ 市民会議の進め方
①グループ討論
②貼り出し
- 21:00 ◆ 閉会

市民会議の流れ

平成 23 年度

第 1 回 条例策定の取り組み方
平成 24 年 1 月 16 日(月)
いきいき情報センター
・条例の策定の手順と
市民会議の役割と体制

第 2 回 参加者の構成と会議の進め方
平成 24 年 2 月 2 日(木)
中央公民館多目的ホール
・参加者の範囲
・会議の進め方

第 3 回 自治基本条例の基本事項設定
平成 24 年 3 月 7 日(水)
中央公民館多目的ホール
・市民会議の役割と体制
・平成 24 年度のスケジュール
・まちづくりの課題

(平成 24 年度 7 回程度を予定)

参加者の範囲

- ①市民の定義をいつ話し合うか？
- ②市民会議の参加者の構成と数をどうするか？
- ③行政、審議会委員、議員の参加をどうするか？

総合進行役の加留部氏より、第1回市民会議を振り返り、「参加者意見の取り扱い（参加のプロセスの設定）」「市民と行政の構造の見直し（自治のルール）」「前提条件となる事項（経緯、目的、権限、参加者の範囲）」など、説明不足の点や、確認しておくべき事項について状況整理がありました。

そこで、協働のまち推進課より「市民会議のやり方を話し合う目的（透明性／公平性）」「それぞれの組織（市民会議、審議会）の役割」「条例の共有化のための市民会議参加者の拡大」の3つの前提条件について説明がありました。

参加者から「まずは市民の定義をしたい」「女性が少ない、年齢構成などメンバーに問題がある」「広報（平成23年7月）と参加者の応募資格が異なる」、「市民会議の目的はルールを決めることなので、対決ではなく、一緒に考えたい」との意見が出され、議題を3つに整理し、グループで議論し、全体で共通の認識を得ていきました。

総合進行役_加留部氏による状況整理

- ・参加者意見の取り扱い（参加のプロセスの設定）
- ・市民と行政の構造の見直し（自治のルール）
- ・前提条件となる事項（経緯、目的、権限、参加者の範囲）



市民会議、審議会に対して、「どうなっているんだ」「こうした方がいい」「おかしい」など様々な意見があります。そのような意見があるから、市民と行政の関係を自治基本条例でルール化しようとしているわけで、それこそが「自治基本条例に盛り込むべき意見」の材料です。まず、誰が、どこで、何をするかという体制や進め方をしっかり決めて、「市民による」納得のいく話し合いをしましょう。また、自治基本条例は太宰府の自治を考える場

なので、市民・職員・議員が参加して、互いにまちづくりの方法について語り合い、その関係性のあり方を見直すものです。市民と行政、市民と市民の間で問題を起しているのは、「構造」です。その構造改革に必要とされているのが自治基本条例による「自治のルール」づくりです。

では、なぜこれまでのように行政主体ではなく、市民と一緒にやり方から決めようとしているのか、協働のまち推進課から説明してください。

協働のまち推進課の説明

- ・市民会議のやり方を話し合う目的（透明性／公平性）
- ・それぞれの組織（市民会議、審議会）の役割
- ・条例の共有化のための市民会議参加者の拡大

市民会議のやり方を話し合っている目的について、1つ目は市民会議を、だれが、どこで、何を決めたのがハッキリするよう「透明性を持った会議」にすること、2つ目は「決め方を公平」にすることです。

自治基本条例は、まちづくりのルールなので、まちづくりに関わる市民・議員・職員がそれぞれの問題を出し合い、より良い解決ができるような仕組みをルール化するものです。少し回りくどいと思われるでしょうが、市民会議のやり方や決め方から皆さんに参加して頂くよう提案しました。

市民会議は、市民と職員と議員が参加し「条例に盛り込むべき内容」を考える場で、決定をするものではありません。審議会は「条例に盛り込むべき内容」を条例案にして、市長に答申するだけで、決定はしません。市長が審議会の答申を受けて、議会にかけ、議会が自治基本条例を制定するかどうかの決定をします。この流れ全体を透明で、公正にします。

提案がいつ、だれに、どんな理由で決定された、もしくは変更されたかを「見えるカタチ」にしておくために、市民との共同作業が必要だということで、加留部先生にアドバイスを受け、幹事会という方法を提案しました。

これまでとは違うやり方ですので、いろいろと不手際があり、申し訳なく思っています。市民会議のメンバーが2011年7月1日の広報太宰府、第1回の資料、今回のニュースで、違っているところのご指摘がありました。確かに、当初想定したものと違っておりますが、市民会議をより良いものにするための提案としてご理解ください。

市民会議の委員は100人を目指していましたが、行政からの募集の呼びかけが不足していました。できるだけ多くの意見を取り入れたいので、100人を目指して参加者を増やしているところです。参加者の皆さん同士も、お知り合いに声かけをして、皆さんで議論していきましょう。

市民からの意見

まずは市民の定義をしたい

広報（平成23年7月）と参加者の応募資格が異なる

女性、若者が少ないメンバー構成に問題がある

市民が主体の会議として、職員が21人は割合として多すぎる

①市民の定義をいつ話し合うか？

→ 会を進める中で協議する



②市民会議の参加者の構成と数をどうするか？

班	コメント
1	市民会議のメンバーとして（国籍・年齢）制限が必要である
2	人数制限はなし。市民同士得られた情報を伝え合う場にしたい
3	今集まった人で議論を始める。広報、募集は継続する
4	今、広報しているので、集まった人で議論を始める
5	人数制限はなし。市外県外の学生は対象外であろう
6	基礎的な問題なので一定のルールは必要である
7	100人にこだわらず本当に興味ある人で議論する
8	（特にコメントなし）
9	興味ある人を、学生・外国人もそれぞれの立場で話す機会である

→ 100人にこだわらず、関心のある人で開催する
呼びかけ、広報を継続し、出前講座などで関心を高める



③行政 {部・課長、職員（推進委員会）}、審議会委員、議員の参加をどうするか？

班	部課長	職員	審議会	議員
1	傍聴	各班1人ずつ	傍聴	傍聴
2	広く門戸を開く（みんな市民目線で議論することが条件）			
3	制限を設けない		意見を聞く	
4	参加OK or 人数制限（市民目線で）		傍聴	（回答保留）
5	参加OK （行政のもつ情報を提供して欲しい）			
6	どうかな？	（回答保留）	傍聴でも	（回答保留）
7	どんな問題があるか 知ることが必要 →政策に反映できる	市民と職員とが 一緒に話しあう 大きな市民会議	参加OK	参加OK 議会条例のためにも
8	参加OK 建設的な意見を			
9	参加OK 話す良い機会となる グループ分けのメンバー構成のバランスは必要			

→ 原則、立場を超えて全員参加とする

※ただし、検討項目（議論の当事者になるなど）応じては、傍聴にまわり、行政もしくは議員としての情報提供役になるなど、その場で協議する責務とノウハウを活かすことが重要である
職員・審議会委員・議員も「市民」としての参加が求められる